資料2

1. 基本理念、将来像、基本方針

1-1 基本理念（案）の検討

本計画の基本理念は、上位関連計画との整合を図るともに、緑を取り巻く状況を踏まえて検討します。

1-1-1 上位関連計画の基本理念

上位関連計画の基本理念は以下のとおりです。本計画の基本理念を検討する上でキーワードとなる部分を太字で示します。

第 6 次豊川市総合計画（平成 28 年 3 月策定）

まちの未来像

光・緑・人　輝くとよかわ

まちづくりの基本方針

基本方針１：定住・**交流**施策を進めます

基本方針２：シティセールスを進めます

基本方針３：**市民協働**を進めます

基本方針４：行政経営改革を進めます

豊川市都市計画マスタープラン（改定中）

将来都市像

歴史・文化・自然が息づき　人とまちが輝き続ける**持続可能な都市**

都市づくりの目標

① 生活圏ごとに様々な機能が使いやすく配置され、歩いて暮らしやすい都市づくり

② 多様な産業が集積、連携し、**歴史・文化を活かした多彩な交流**が育まれる都市づくり

③ 市民がいつまでも**安全で安心**して、**暮らし続けることができる**都市づくり

④ **山並みや田園風景**、**海や川**を守り、都市の個性が輝き、地球環境にもやさしい都市づくり

⑤ **多様な担い手**が支え、**連携・協働**する安定した都市づくり

豊川市環境基本計画（令和 2 年 3 月策定）

将来像

環境行動都市　とよかわ

～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～

環境目標

(1)　低炭素型の暮らしを実践するまち　(2)　**豊かな自然と共存**するまち

(3)　資源を大切にするまち　(4)　**安全で快適な生活環境**のあるまち

(5)　**みんなで**環境保全に取り組むまち

1-1-2 緑を取り巻く状況

緑を取り巻く状況を以下に示します。本計画の基本理念を検討する上でキーワードとなる部分を太字で示します。

(1)社会情勢の変化等

●グリーンインフラの推進

人口減少や社会資本の老朽化が進行し、気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、国土形成計画（平成 27 年 8 月）では、「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める**」とし、**グリーンインフラ**の取組を積極的に推進するとしています。

●生物多様性への配慮

平成 22 年（2010 年）に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）における決議などを踏まえ、翌年に、**生物多様性の確保を目的に都市緑地法運用指針が改正**され、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項が示されました。

また、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、「**持続可能な開発目標（SDGｓ）**」が記載されました。SDGｓの中にも、陸上資源に目標の中に**陸域生態系の保護**や**生物多様性の損失の阻止**が挙げられています。

●緑とオープンスペースの新たなステージ

経済成長・人口増加の社会情勢下では、緑とオープンスペースの量的な拡大に重点をおいてきました。しかし、一定量のストックの蓄積や施設の老朽化、少子高齢化・人口減少、財政状況の悪化、**国民の価値観の多様化**などの状況の変化から、緑のオープンスペースが持つ**多様な機能を最大限に引き出す**ため、**質の向上**へ移行が必要となっています。多様な機能の発揮により、**持続可能で魅力ある**高質都市の形成、**個性と活力**のある都市づくりの実現、**市民の生活の質の向上**などを目指します。

このような背景から、平成 29 年（2017 年）に都市公園法が改正され、民間活力による都市公園整備手法である公募設置管理制度（Park-PFI）など、新しい制度が創設されました。

●都市農地の重要性の評価

平成 27 年（2015 年）4 月に成立した都市農業振興法により、**都市農業の多面的な機能**（農産物の供給、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験・交流の場、農業に対する理解醸成）が評価されました。都市農地の位置付けが見直されたことを受け、平成 29 年（2017 年）に都市緑地法が改正され、**緑地の定義に「農地」が含まれる**ことが明記されました。

(2)豊川市の緑を取り巻く状況

●本市の緑の状況

本市には、北部に連なる**山地**や、市街地を流れる**河川**、**三河湾**、**農地**など、まちを取り囲む**豊かな自然**があります。これらの自然の緑は、コアブラツツジ（宮路山）・コバノミツバツツジ（冨士神社）・ヒメハルゼミ（財賀寺）などの貴重種をはじめ様々な動植物の**貴重な生育・生息空間**にもなっています。

また、市内には、豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡や御油のマツ並木など地域の**歴史や文化を象徴する緑**が分布しています。

これらの緑は、本市の**個性や魅力となる緑**であり、次世代へ良好な状態で継承していく必要があります。

●都市公園の整備状況

本市では、これまで計画的に都市公園の整備を行ってきた結果、県営東三河ふるさと公園（広域公園）を含めると、市民1人あたりの都市公園面積は12.8㎡/人となっています。都市公園法施行令では、市町村の全域における住民1人あたりの都市公園面積は10㎡/人以上が標準とされていることから、本市では**一定水準の都市公園ストックが確保されている**と言えます。

その一方で､都市公園･都市緑地の約6割が供用開始から30年以上経過しており、**老朽化**が進行しています。本市を代表する赤塚山公園についても、開園30年を迎える令和5年（2023年）に向けて、**地域活性化**や**交流人口増大**に寄与するための官民連携による再整備を進めています。

また、本計画で実施したアンケートでは、市民が公園に求める機能として、防災や健康づくりなど、**ニーズが多様化**しています。

このような背景を踏まえ、本市の都市公園整備についても、量の拡大から**質の向上**へと移行していきます。質の向上により、公園利用の活性化・都市のにぎわい創出・コミュニティ活性化・市民の生活の質の向上などを実現します。

●市民の参加

公園には、地域のコミュニティ活動の拠点となる場や市民参画の場を提供するコミュニティ形成機能があります。地域力の高い本市では、アダプトプログラムや地域住民など緑の管理の活動に多くの市民が参加しており、公園は**地域参加**や**世代間交流**の場となっています。今後、少子高齢化・人口減少が進んでいく中で、公園の**コミュニティを活性化**する機能がより一層重要になっていきます。

1-1-3 基本理念（案）

(1) キーワードの抽出

前述の上位関連計画と緑を取り巻く状況から、本計画の基本理念を検討する上での、キーワードを以下のとおりとします。

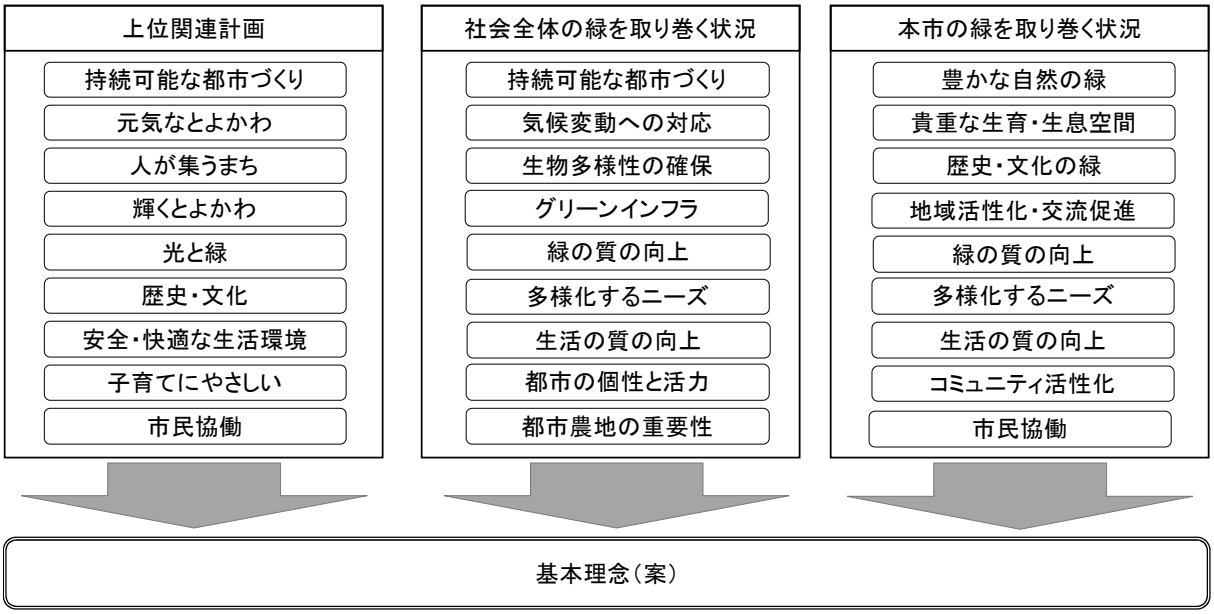

■上位関連計画のキーワードに関する補足■

キーワード	内容・背景
元気なとよかわ 人が集うまち 子育てにやさしい	マニフェスト工程より。マニフェスト工程計画に基づく事業の推進により目指す、まちづくりの方向性
光	命を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へと向かう、限りない希望【総合計画】
緑	恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさと【総合計画】
輝くとよかわ	恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進むまちの姿【総合計画】
安全・快適な生活環境	市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、安全に、安心して住み続けたくなるような快適な生活環境【都市計画マスタープラン】
市民協働	多様化する市民のニーズに的確に対応したまちづくりを進めていく上で欠かせない要素【総合計画・都市計画マスタープラン・環境基本計画】

(2)基本理念（案）

第6次豊川市総合計画では、まちの未来像を「光・緑・人　輝くとよかわ」と掲げており、恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進むという想いが込められています。

このように、まちの未来像にとって、緑は欠かせない要素となっています。

本市には、北部に連なる山地、市街地を流れる河川、三河湾、農地など、まちを取り囲む豊かな自然と豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡、御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑があります。これらの緑は、これまで大切に守り受け継がれてきました。

また、市内には、東三河ふるさと公園、赤塚山公園などの大規模な公園や身近な公園など、市民の憩いの場が点在しています。これまでの公園整備は、量的な拡大に注力してきましたが、老朽化や市民ニーズの多様化への対応など、質の向上が重要となってきています。ただし、身近な公園が不足している地域などについては、コンパクトな都市構造を目指したまちづくりと連携しながら、引き続き新たな緑を創っていく必要があります。また、公園を取り巻く最新の状況として、新型コロナウイルスの影響下において、公園の利用者が増えるなど、公園の価値が再評価されています。

今後、人口減少・少子高齢化が進む中、今ある緑を次の世代へ良好な状態で継承できるように、市民をはじめ多様な主体と協力して、緑を守り育てるとともに、今ある緑が最大限に機能を発揮できるように活かしていくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

基本理念（案）
みんなで育み、守り、活かす　人とまちに寄り添う　元気なまち　とよかわの緑

○みんなで育み、守り
現行計画の理念を継承。協働を表現。

○活かす
今回の計画改訂にあたり、新たに加えた基本方針。

○人とまちに寄り添う
「寄り添う」と表現することで、より密接な関係性であることを強調し、緑が市民生活や都市環境を支えている様子を表現

○元気なまち
マニュフェストが目指す本市の将来像「元気なとよかわ　子育てにやさしく　人が集うまち」に即した表現を用いることで、将来像の調和を図るとともに、緑の機能が効果的に発揮され、活気にあふれるまちの姿を表現。

○とよかわの緑
親しみやすさが感じられるようにするため、現行の「ふるさとの緑」を具体化して表現。

【参考】現行計画（平成23年3月策定）の基本理念
みんなで育み、守る　都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』

1-2 緑の将来像

基本理念のもと、緑の将来像を以下のとおり設定します。

本市の骨格を形成するまとまりのある緑を「山の緑」「川の緑」「海の緑」「農地の緑」、本市の自然風景、歴史・文化、レクリエーションの拠点を「自然の緑の拠点」「歴史の緑の拠点」「公園緑地拠点」と位置づけます。骨格的な緑と緑の拠点を結ぶ、道路や河川を「水と緑のネットワーク軸」とし、ネットワークの充実を図ることで、緑が持つ様々な機能が効果的に発揮され、緑豊かなまちづくりを目指します。

■緑の将来像図■

■緑の将来像を構成する要素■

凡例	区分	内容
	山の緑	市北部・北西部に連なる山地
	川の緑	豊川、豊川放水路、佐奈川、音羽川などの市内を流れる河川及び河川沿いの緑
	海の緑	市南西部の臨海部の緑
	農地の緑	市街地周辺の農地の緑
	自然の緑の拠点	優れた美しい自然風景が残る本宮山、観音山、宮路山、御津山の緑（自然公園区域）
	歴史の緑の拠点	豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡史跡公園、豊川海軍工廠平和公園や御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点
	公園緑地拠点	レクリエーションや防災など多様な機能の拠点となる大規模な公園緑地拠点 （赤塚山公園・東三河ふるさと公園・三河臨海緑地・豊川公園・スポーツ公園・三上緑地）
	水と緑のネットワーク軸	大小さまざまな緑の拠点間をつなぐ、市内を流れる川や街路樹が整備された道路
	緑豊かな市街地	豊かな緑により良好な生活環境が形成された市街地

1-3 基本方針（案）の検討

基本方針は、「守る」「創る」「育てる」「活かす」の４つの分類で整理した課題に対応するために、以下のとおり設定します。

基本方針１　「守る」
～豊川らしい緑を守ります～

北部に連なる山地や、市街地を流れる河川、三河湾、農地など、まちを取り囲む豊かな自然は、本市の特徴的な緑の要素です。それらの緑は多様な機能により市民の生活を支えるだけではなく、コアブラツツジ（宮路山）・コバノミツバツツジ（冨士神社）・ヒメハルゼミ（財賀寺）などの貴重種をはじめ様々な動植物の生育・生息空間となっています。

豊かな自然以外にも、市内には、豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺、三河国分尼寺跡や御油のマツ並木など地域の歴史や文化を象徴する緑が分布しています。

これらの今日まで守り受け継がれてきた本市の特徴的な緑を、次世代へ良好な状況で継承するために、適切な保全措置と維持管理により質を維持・向上させ、守ります。

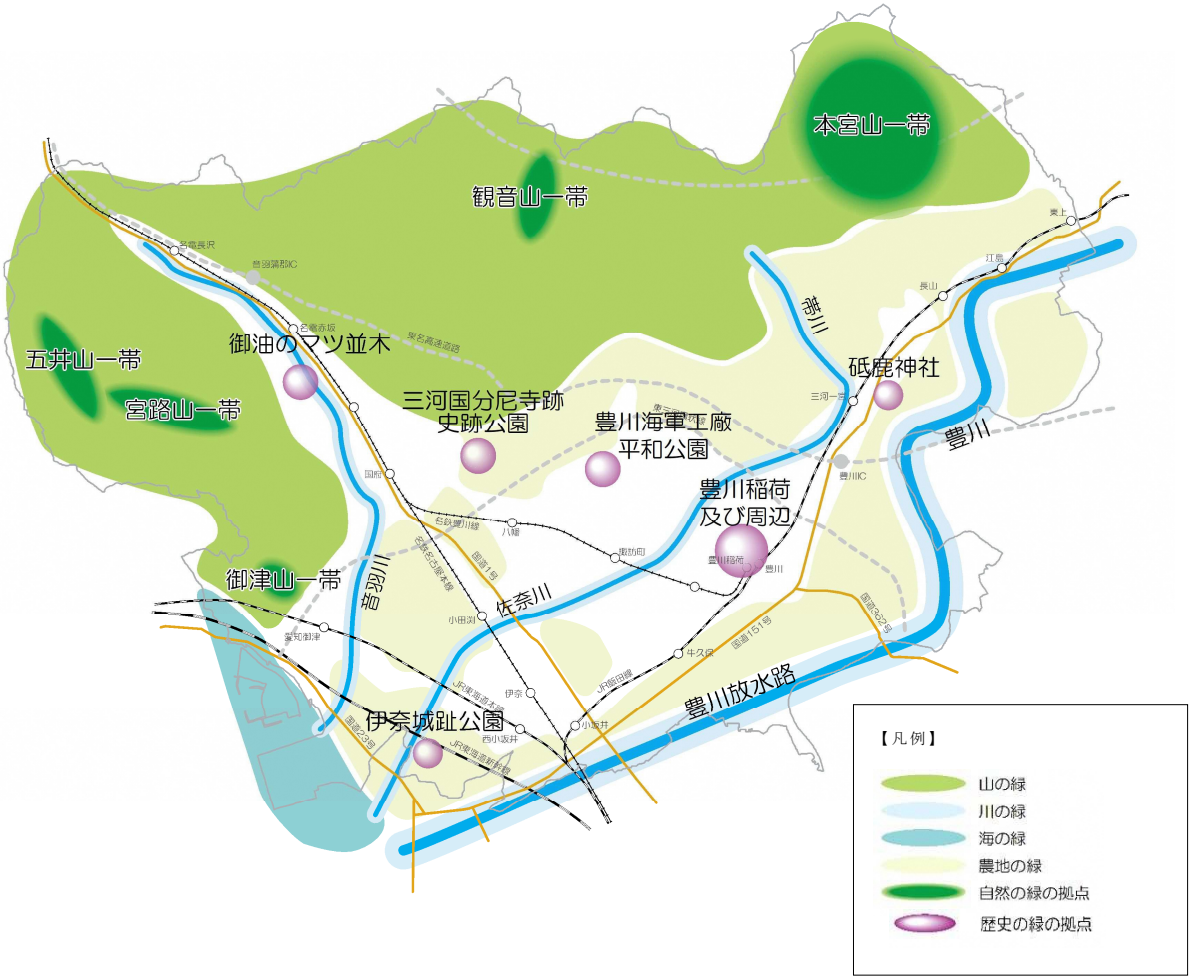

■守る緑の方針図■

「守る」の目標１	地域制緑地面積

森林と農地が適正に保全されているかを評価します。地域森林計画対象民有林と農業振興地域農用地区域面積について、それぞれ現状の面積の維持を目標とします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
地域森林計画対象民有林面積	5680.75ha	－	5680.75ha
農業振興地域農用地区域面積	2817.50ha	－	2817.50ha

「守る」の目標２	市民の緑に対する満足度

概ね 10 年前と比較して身近な地域の緑の量を市民がどのように実感しているかを評価します。「守る」の施策により、10 年前と比較して、「変わらない」または「増えた：の回答の割合が 50%以上となることを目指します。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
市民の緑に対する満足度 （設問11）※	増えた：2.2% 変わらない：43.6% 減った：44.6% わからない：9.0%	増えた：50%以上	増えた・変わらない ：50%以上

※：設問番号は本計画で実施した市民アンケートの設問番号です。

基本方針２　「創る」
～市民の生活を豊かにする緑を創ります～

これまでに整備されてきた都市公園や街路樹、佐奈川などの河川沿いの桜並木は、市民のレクリエーションや憩い、コミュニティ形成、生活環境の改善、良好な街並みの形成、災害時の避難場所や避難経路など様々な役割を担ってきました。

しかし、公園施設の老朽化、街路樹の老朽化・倒木の危険性の増大、立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においても身近な公園が不足している地域が存在するなどの課題もあります。また、市民アンケートでは、公園・広場に充実させたい点として、避難場所としての機能が最も重要視されるなど、公園緑地の防災機能のニーズが高まっています。

これらの背景を踏まえ、地域のレクリエーションや防災機能を担う広域的な緑の拠点、日常利用や一時的な避難地などの役割を担う身近な緑の拠点を創り、緑が持つ多様な機能を効果的に発揮できるように水と緑のネットワークを形成し、緑豊かな市街地を創ります。

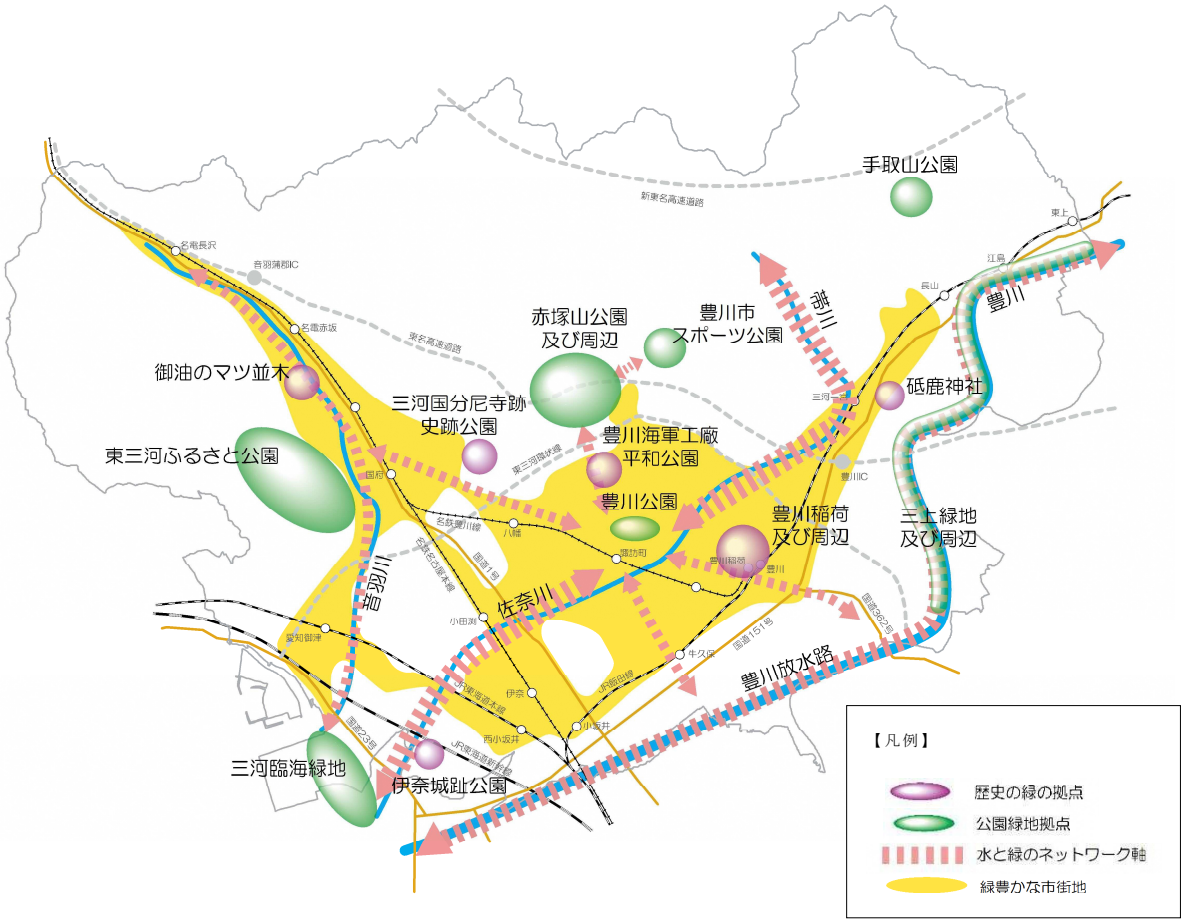

■創る緑の方針図■

「創る」の目標１	市民１人あたり都市公園面積

予定されている都市公園の整備が計画的に行われているかを評価します。市民１人あたりの都市公園面積の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
市民1人あたりの都市公園面積	12.8㎡/人	15㎡/人	13.4㎡/人

「創る」の目標２	身近に公園がある地域の割合

計画的な公園の配置と整備が行われているかを、身近に公園がある地域の割合から評価します。立地適正化計画で定める居住誘導区域において、身近に公園がある区域の割合の増加を目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
身近に公園がある地域の割合 （居住誘導区域）	77.8%	－	78.9%

※本目標の公園とは、都市公園の他、ちびっこ広場・児童遊園など公園として機能する公共施設緑地です。

【参考資料：身近に公園がある地域の増加割合・面積の計上方法】

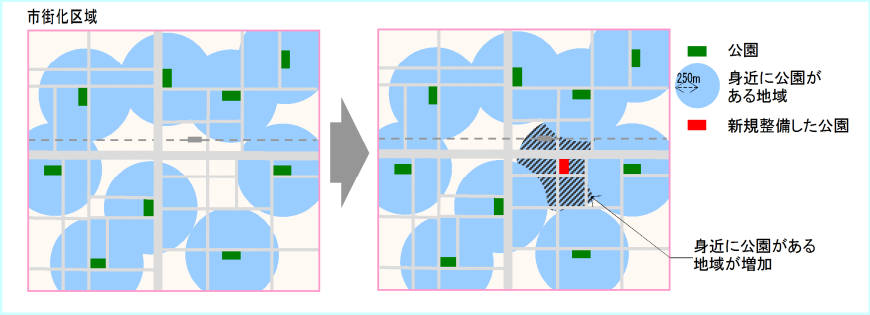

（注）「身近な距離」を 250mとし、公園を中心に描いた半径 250m の円内の地域が「身近に公園がある地域」としています。

「創る」の目標 3	緑・自然の豊かさの市民満足度

市民が緑・自然の豊かさに満足しているかを評価します。緑化の推進により市民の緑・自然の豊かさの満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
緑・自然の豊かさの 市民満足度※	79.9%	－	82.0%以上

※：市民満足度は令和11年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画】

「創る」の目標 4	河川の緑の状況の市民満足度

市民が河川の状況に満足しているかを評価します。河川空間の整備により市民の河川の状況の満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
河川の状況の市民満足度 ※	50.4%	－	60.0%以上

※：市民満足度は令和11年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画】

基本方針３　「育てる」
～緑を守り育てる担い手を育てます～

第６次豊川市総合計画において、市民協働をまちづくりの基本方針の１つに位置づけており、あらゆる行政分野において市民協働のまちづくりを総合的に進めていくと定めています。

本市では、これまで、アダプトプログラムをはじめ、市民や事業者の参加による様々な活動を進めてきました。これらの活動を通じて、参加者はまちへの愛着を深めています。アダプトプログラムの登録団体数については、平成 22 年度の 61 団体から大幅に活動団体が増え、現在では 153 団体（平成 31 年４月時点）が参加しています。その一方で、高齢化等により活動の継続が困難になり、活動を取り止める事例も発生しています。

人口減少・少子高齢化が進行していく中、効果的・効率的に緑を守り育てていくためには、市民協働の裾野を広げていくことが重要です。

これらの背景を踏まえ、緑を守り育てる次の世代の担い手を育てるとともに、多様な主体の参画のための仕組みをつくります。

「育てる」の目標１　アダプトプログラム登録団体数

市民協働の取組の拡大をアダプトプログラム登録団体数の増加により評価します。アダプトプログラムの登録団体数の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
アダプトプログラム 登録団体数	155団体	159団体	210団体 ※

※環境基本計画の令和11年度の目標値を記載しています。

「育てる」の目標２　アダプトプログラムの認知度

市民協働の意識啓発の成果をアダプトプログラムの認知度により評価します。アダプトプログラムの認知度向上の目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
アダプトプログラムの認知度 （設問18）※	10.7%	－	30.0%以上

※：設問番号は本計画で実施した市民アンケートの設問番号です。

基本方針４　「活かす」
～地域の活性化や魅力づくりのために緑を活かします～

本市では、これまで都市公園をはじめとした施設緑地の整備により、緑の量的な拡大を図ってきました。その一方で、都市公園の老朽化も進行しています。本市を代表する赤塚山公園が 2023 年に開設 30 年を迎えるとともに、住区基幹公園の約 6 割が開設から 30 年以上経過している状況です。

赤塚山公園では開園 30 周年に向けて、ニーズの変化への対応や地域活性化のためのレクリエーション機能の強化を目的に再整備事業を推進しています。

街区公園などの身近な公園については、当時の画一的な整備による機能の重複や周辺環境の変化、ニーズの変化等により、公園としての魅力が低下し、あまり利用されていないことが考えられます。また、公園における一律的なルール（ボール遊び禁止など）も活発な利用を妨げる要因と考えられます。

地域の活性化や魅力づくりのために、老朽化した公園の再整備や機能の再編、立地の再編による機能の強化、地域と協力したルールづくりなどにより、今ある緑を活かしていきます。

「活かす」の目標１　公園の利用頻度

市民のニーズに合った公園の質の向上が行われているかを、公園の利用頻度から評価します。「活かす」の施策により、公園の利用頻度の増加を目指し、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
公園の利用頻度 （設問15）※	年に数回程度以上 70.4%	－	年に数回程度以上 80.0%

※：設問番号は本計画で実施した市民アンケートの設問番号です。

「活かす」の目標２　公園の状況の市民満足度

市民が公園の状況に満足しているかを評価します。「活かす」の施策により市民の公園の状況の満足度が上昇することを目標とし、目標値を以下のとおりとします。

指標	現状値 令和元年度	現行計画 目標値 令和2年度	目標値（案） 令和12年度
公園の状況の市民満足度 ※	58.1%	－	65.0%以上

※：市民満足度は令和11年度の目標値を記載しています。【出典：環境基本計画】

1-4 計画の枠組（案）

(1) 計画期間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間とします。

(2) 計画対象区域

都市計画区域（市域全体）16,114ha を対象とします。

(3) 目標人口

本市の現在の人口は、183,908 人（令和 2 年 4 月 1 日速報）です。

目標年次の人口は、豊川市人口ビジョンと整合を図り、182,734 人と設定します。

年次	現況（2020 年度）	目標年次（2030 年度）
人口	183,908 人	182,734 人

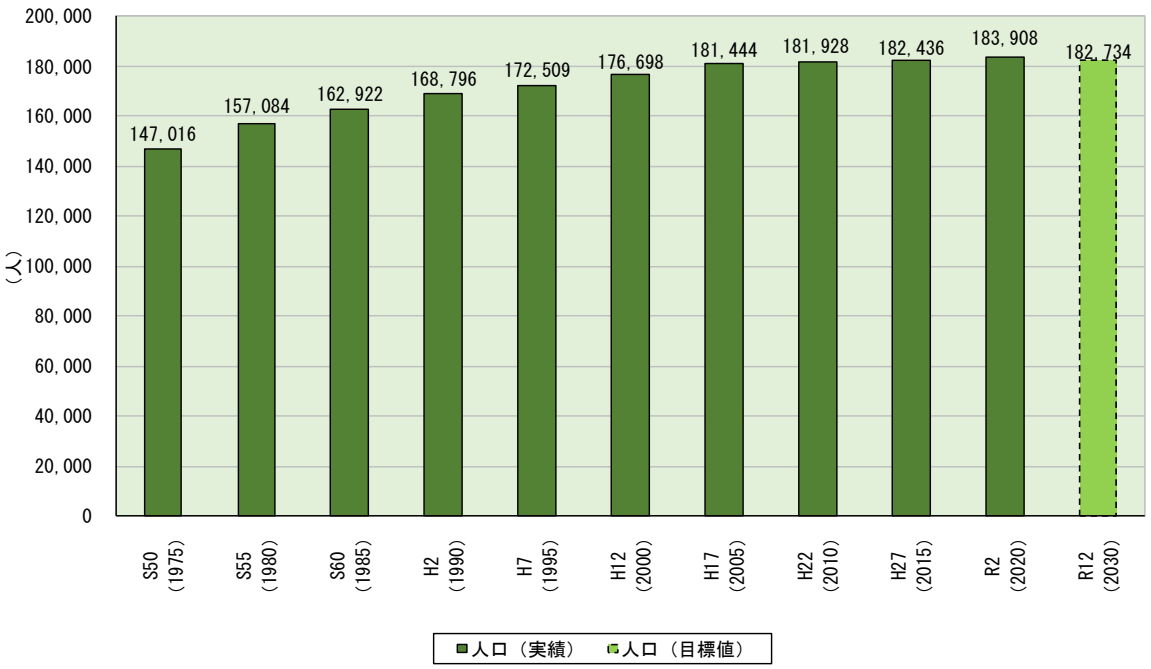

資料：（実績）国勢調査
（目標）豊川市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）

■　人口推移　■

1-5 目標値の検討

(1)都市公園の整備に関する目標

1)対象

都市公園

（広域公園、運動公園、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地）

2)考え方

現在の都市公園の整備量に下記に示す整備を見込みます。

公園種別	公園名称	整備予定面積	備考
広域公園	県営東三河ふるさと公園	7.3 ha	R3.3.31供用開始予定
街区公園	豊川西部区画整理地内2号公園	0.27 ha	R7.4.1供用開始予定
	豊川西部区画整理地内5号公園	0.27 ha	R4.4.1供用開始予定
街区公園（都市計画未決定）	豊川駅東土地区画整理地内1号公園	0.25 ha	R8.4.1供用開始予定
	一宮大木土地区画整理地内2号公園	0.12 ha	R8.4.1供用開始予定
	一宮大木土地区画整理地内3号公園	0.12 ha	R6.4.1供用開始予定
	一宮大木土地区画整理地内4号公園	0.14 ha	R5.4.1供用開始予定
	一宮大木土地区画整理地内5号公園	0.24 ha	R3.4.1供用開始予定
	一宮大木土地区画整理地内6号公園	0.14 ha	R6.4.1供用開始予定
合計		8.85 ha	

3)目標値

目標年次における都市公園の面積は、以下のとおりです。

現在 都市公園	＋	新規整備予定 都市公園	＝	目標年次 都市公園
235.16ha		8.85ha		244.01ha

目標年次の市民一人当たりの都市公園面積は、、目標年次の人口が豊川市人口ビジョンより 182,734 人であることから下記により求めます。

目標年次 都市公園	÷	目標年次 人口	＝	市民一人当たり の都市公園	≒	市民一人当たり の都市公園
244.01ha		182,734 人		13.35 ㎡/人		13.4 ㎡/人

したがって、都市公園等の整備量の目標値は 13.4 ㎡/人以上とします。

(2) 都市公園等の配置に関する目標

1) 対象

都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、緑地・広場、史跡公園、その他広場

2) 考え方

居住誘導区域において、都市公園の計画的な配置と整備による身近な地域に公園がある区域の拡大を評価します。

3) 目標値

GIS により評価します。
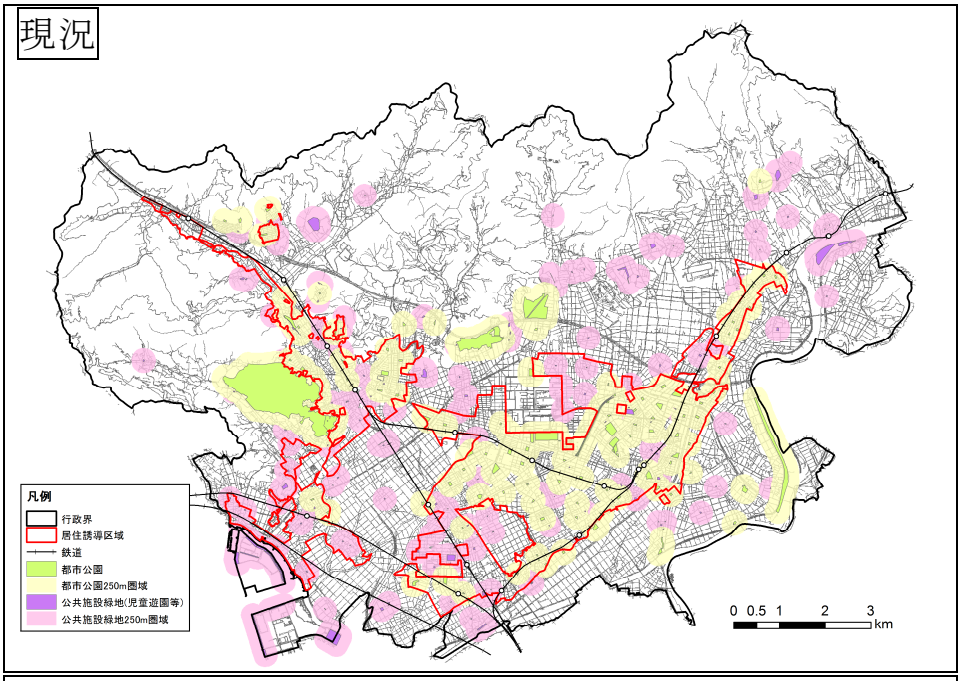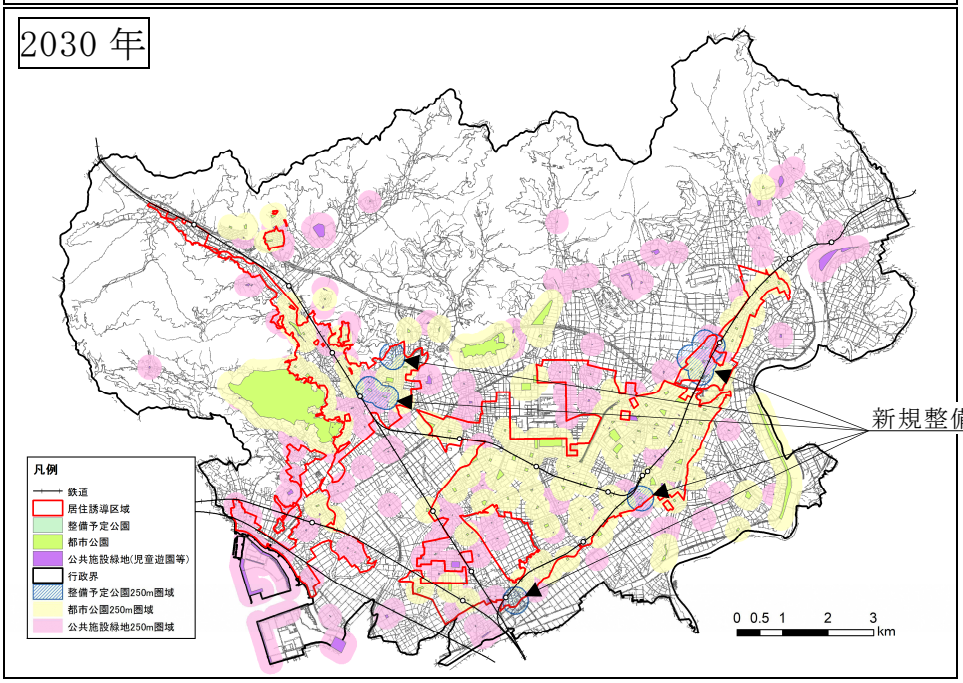
GIS を用いた検証により、身近な地域に公園がある地域の割合の目標値は、78.9%以上とします。